

平成 28 年度事務事業評価表(公共事業・新規)

No.

15

事務事業名	街なみ環境整備事業(第2期事業)
-------	------------------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	都市整備部		
課名	都市計画課		
課長名	桑原盛雄	内線	430
担当者名	後藤 誉志	内線	432

基本目標		機能的で環境と調和したまち
政策	050302	快適で暮らしやすい都市環境の整備
施策		景観の保全
関連施策		

会計	一般会計		
款	8	土木費	
項	5	都市計画費	
目	1	都市計画総務費	
事業コード	020100	街なみ環境整備事業	

事業類型	7	施設等整備事業(負担金含む)
個別計画	大村市景観計画、街なみ環境整備事業計画	
重点事業		

【PLAN(計画)】

計画するに至った経緯等(現状と課題)	<p>上小路周辺地区については、平成17年度から平成26年度までの10年間において、住環境の整備を目的とし、街なみ環境整備事業による整備を行ってきた。</p> <p>当初計画していた事業期間が終了したが、整備率は事業計画で約63%にとどまっている。</p> <p>また、当事業に関して地区住民へアンケート調査を行ったところ、回答者の約9割の方が整備の必要性があるとの回答だった。</p> <p>以上のことから、今後も歴史的景観資産が多く残る当地区における住環境のさらなる向上を図る必要があると考え、道路の美装化、地区内公衆トイレの整備を含めた「街なみ環境整備事業(第2期)」を実施したい。</p>
--------------------	--

対象(者) 誰(何)に対して事業を行うか	上小路周辺地区の公共施設及び民間が所有する建築物、工作物、広告物
意図 対象をどのような状態にしたいか	玖島城の城下町として多くの石垣や石塀、武家屋敷等が残る上小路周辺地区を「上小路周辺景観形成地区」として指定し、その特徴にふさわしい景観づくりを民間と行政が一体となって進めていく。

事業概要 意図を達成するために実施することは何か(解決策)	<p>【街なみ環境整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路美装化 歴史的資源が多く残る上小路景観形成地区内において、第1期事業で整備した箇所を結ぶ路線や長崎街道などを景観に配慮した色調の舗装で整備する。</li> <li>・公衆トイレ改修 上小路景観形成地区内にある上小路公園のトイレは、老朽化も著しく、ユニバーサルデザイン化もなされていないため、撤去し、男子トイレと車いす利用者でも使用可能なユニバーサルデザイン化を行ない、周辺の景観に配慮した武家屋敷風の外観のトイレに改修する。</li> </ul> <p>【街なみ整備助成事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容 上小路周辺景観形成地区内において、民間所有の建築物等の修景を行う場合に、費用の一部を助成する。</li> <li>・助成対象 上小路周辺景観形成地区内で、敷地が指定した路線に接している住宅、店舗等、建築設備、石垣、塀、門、生垣で基準に適合するもの。</li> </ul>		
事業期間	平成 29 年度 ~ 平成 38 年度	実施方法	直営、補助
根拠法令、要綱等	大村市街なみ整備助成事業補助金交付要綱		

【DO(実施)】

事業実施項目		計画年度		成果指標	指標名		整備予定路線の整備状況			
①	基本設計	平成	年度 ～ 平成		年度	算定式	当該年度までの整備延長/整備予定路線の総延長			
②	実施設計	平成	年度 ～ 平成		年度					
③	用地・補償	平成	年度 ～ 平成		年度	着手前現状値	平成 29 年度	単位	%	0
④	建設工事	平成 29 年度	～ 平成 38 年度		年度		平成 38 年度			100
⑤	事務費等	平成 29 年度	～ 平成 38 年度	年度	完了後計画値	平成 38 年度				

項目	年度	全体計画		29年度		30年度		31年度	
		事業費 千円	補助率	事業費 千円	補助率	事業費 千円	補助率	事業費 千円	補助率
内 訳	国庫支出金	77,350	1/2	7,410	1/2	7,160	1/2	7,660	1/2
	県支出金	0		0		0		0	
	地方債	73,600	9/20	7,100	9/20	6,800	9/20	7,300	9/20
	その他	0		0		0		0	
	一般財源	8,940		820		850		880	
備考		事業内容		事業内容		事業内容		事業内容	
		道路美装化 街なみ整備助成事業		道路美装化 公衆トイレ修景整備 街なみ整備助成事業		道路美装化 公衆トイレ修景整備 街なみ整備助成事業		道路美装化 街なみ整備助成事業	

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

妥当性	<市が実施すべき事業かどうか>	上小路周辺景観形成地区を指定し、その基準を住民が遵守していくには、修景等にかかる費用の一部を助成することが景観行政を進める上で必要条件である。また、都市景観形成には住民と行政が協働で行うことが大切であるため、民間の建物等と公共施設整備を一体となって進める必要がある。このことにより、調和のとれた美しい街なみや住民にとって愛着と誇りを持てる街なみ形成を推進するとともに、大村の観光スポットとしての活性化を図る。
	<施策にどのような影響を及ぼすのか>	景観形成地区の指定と合わせた助成制度の運用と公共施設整備の着手は、周辺地域住民をはじめ市民の協力賛同が得られる。また助成により後押しすることによって、市民と行政と協力した景観づくりができる。
	<コストや負担割合は妥当か>	公共施設の整備に関しては、国の補助事業(国1/2、市1/2)を活用し、事業を進めている。民間所有物の助成事業である、街なみ整備助成事業の負担割合については、国の補助事業を活用すれば、国1/3、市5/12、所有者1/4の負担割合となり、民間所有物の整備が促進され、魅力ある景観の保全・創造が図られ適切である。

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

1次評価	意見	2次評価		
		方向性	採用	不採用
1次評価	景観行政の観点から、歴史的資源が多く残る当地区について、さらなる住環境の向上は必要である。	2次評価	意見等	1次評価の意見のとおり。

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。